

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第12号

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程の一部を改正する規程

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「条例」を「**条例**」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 京都市職員厚生会

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)